

様式第6号（第11条関係）

宇 中 第 号
令和 年（ 年） 月 日

様

宇部市長 篠 崎 圭 二

宇部市中心市街地建物リノベーション事業補助金交付変更決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました宇部市中心市街地建物リノベーション事業補助金の交付について、下記のとおり変更決定しましたので、交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 変更後の補助金交付決定額 改修費補助 金 円
賃借料補助 金 円
(円/月× か月)

2 交付の条件

- (1) 補助金は、当該交付対象事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 交付対象事業の内容を変更又は休止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 改修工事等完了後、速やかに実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (4) 上記のほか、宇部市中心市街地建物リノベーション事業補助金交付要綱を遵守しなければならない。